

(提案1)

東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成23年10月5日第138回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
(分科会)				(分科会)			
第4 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。				第4 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。			
分科会	調査審議事項	構成	設置期限	分科会	調査審議事項	構成	設置期限
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>汚染水問題対応検討分科会</u>	<u>東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応に関すること</u>	<u>会長及び会長が指名する副会長並びに会員又は連携会員合わせて20名以内</u>	<u>平成26年9月30日</u>	<u>(新規設置)</u>			
(略)				(略)			

附 則

この決定は、決定の日から施行する

東日本大震災復興支援委員会分科会の設置について

分科会等名：汚染水問題対応検討分科会

1	所属委員会名	東日本大震災復興支援委員会
2	委員の構成	会長、会長の指名する副会長及び会員又は連携会員合わせて20名以内
3	設置目的	<p>東京電力福島第一原子力発電所の事故（福島原子力事故）に起因する環境汚染は極力防がねばならない。特に汚染水問題には、喫緊の課題が多くあることが明らかになっている。地下水の制御やタンク等への適切な貯蔵、防水壁の設置など、必要な対策を速やかに実行することが求められている。国際原子力機関（IAEA）からも本問題について「緊急の課題」と表明される事態となっている。</p> <p>福島原子力事故への対応について日本学術会議は、総合工学委員会に原子力事故対応分科会を設置し専門家による検討を行ってきたが、汚染水問題の現状は原子力の専門家だけで対処できる状況ではなくなりつつあると考えられ、土木工学・建築学をはじめ、関連分野の専門家の総力を集めた検討・対策が求められている。</p> <p>そこで、本分科会では、東京電力福島第一原子力発電所における汚染水問題について総合的な検討を行うとともに、中長期的な対策のあり方についても考察し、それらに関する技術的な課題克服へ向けた助言・提言を行い、今後の汚染水問題対策に資することを目的とする。</p>
4	審議事項	<p>○東京電力福島第一原子力発電所の汚染水問題への対応に関すること</p> <p>○汚染水対策の体制に関すること</p>
5	設置期間	<p>時限設置 平成25年9月24日～平成26年9月30日</p> <p>常 設</p>
6	備考	※新規設置

【幹事会附置委員会】

○委員の決定(新規1件)

(東日本大震災復興支援委員会 汚染水問題対応検討分科会)

氏名	所属・職名	備考	推薦等
丸井 浩	東京大学大学院人文社会系研究科教授	第一部会員	副会長
山川 充夫	帝京大学経済学部地域経済学科教授	第一部会員	第一部
春日 文子	国立医薬品食品衛生研究所安全情報部長	第二部会員	会長
家 泰弘	東京大学物性研究所教授	第三部会員	会長
大西 隆	東京大学名誉教授、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授	第三部会員	会長
嘉門 雅史	香川高等専門学校校長	第三部会員	第三部
和田 章	東京工業大学名誉教授	第三部会員	第三部
小池 俊雄	東京大学大学院工学系研究科教授	連携会員	第三部
柴田 徳思	公益社団法人日本アイソトープ協会常務理事	連携会員	副会長
中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	連携会員	第二部
圓山 重直	東北大学流体科学研究所教授	連携会員	副会長
矢川 元基	公益財団法人原子力安全研究協会理事長、東京大学名誉教授	連携会員	第三部

(提案2)

【幹事会附置委員会】

○委員の決定(新規1件)

(科学研究における健全性の向上に関する検討委員会 臨床試験制度検討分科会)

氏名	所属・職名	備考	推薦等
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授	第一部会員	副会長
小林 良彰	慶應義塾大学法学部教授	第一部会員	会長
後藤 弘子	千葉大学大学院専門法務研究科教授	第一部会員	会長
橋田 充	京都大学大学院薬学研究科教授	第二部会員	第二部
宮坂 信之	東京医科歯科大学名誉教授	第二部会員	第二部
山本 正幸	公益財団法人かずさ DNA 研究所 所長	第二部会員	会長
土井美和子	株式会社東芝研究開発センター 首席技監	第三部会員	第三部
保立 和夫	東京大学大学院工学系研究科電気系工学専攻教授	第三部会員	第三部
北島 政樹	国際医療福祉大学学長	連携会員	第二部
曾根 三郎	J A 高知病院院長	連携会員	第二部
三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	連携会員	第一部
矢野 栄二	帝京大学医学部衛生学公衆衛生学講座主任教授・同大学院公衆衛生学研究科長	連携会員	第二部

(提案3)

分野別委員会運営要綱（平成23年9月1日日本学術会議第133回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1					別表第1				
分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考	分野別委員会	分科会等	調査審議事項	構成	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	経営学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	経営学委員会経営学大学院における質保証検討分科会	経営学分野の大学院教育課程編成上の参照基準の検討に関する事	10名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成25年9月24日～平成26年9月30日		(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	基礎生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物学分野の参照基準検討分科会	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年12月31日		基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物学分野の参照基準検討分科会	統合生物学委員会に記載	統合生物学委員会に記載	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	統合生物学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物学分野の参照基準検討分科会	生物学分野における教育課程編成上の参照基準の検討	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年12月31日		基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同生物学分野の参照基準検討分科会	生物学分野における教育課程編成上の参照基準の検討	20名以内の会員又は連携会員	設置期間: 平成24年12月21日～平成25年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)	総合工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会	(略)	(略)	(略)		総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会設計とシミュレーションを結びつける小委員会	1.設計の現状についての検討 2.設計の視点から見たシミュレーションのあり方についての検討 3.設計とシミュレーションを結びつけるための検討 4.設計の視点から見たシミュレーションの新たな学問体系に関しての検討 5.上記の検討に基づき、学術的・技術的課題のまとめに係る審議に関すること	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	
	(略)	(略)	(略)	(略)
機械工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会設計とシミュレーションを結びつける小委員会	総合工学委員会に記載	総合工学委員会に記載	
	(略)	(略)	(略)	(略)
電気電子工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	電気電子工学委員会電気電子工学分野の参照基準検討分科会	電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること	20名以内の会員又は連携会員	設置期間：平成25年9月24日～平成26年9月30日
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
機械工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	総合工学委員会・機械工学委員会合同計算科学シミュレーションと工学設計分科会	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
	(略)	(略)	(略)	(略)
電気電子工学委員会	(略)	(略)	(略)	(略)
	(新規設置)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この決定は、決定の日から施行する。

経営学委員会分科会の設置について

分科会等名：経営学大学院における質保証検討分科会

1	所属委員会名	経営学委員会				
2	委員の構成	10名以内の会員又は連携会員				
3	設置目的	<p>近年わが国では、欧米に倣い学士教育を修了した学生が社会で実務を経験した後、経営学修士（ビジネススクール）へ再入学するケースが増えており、これに伴い経営専門職大学院の設置が増加している。このことから、従来型の修士課程における経営学教育はもとより経営専門職大学をも含めた、「経営学大学院修士課程」における教育の質を保証する為に、経営学修士が最低限どのような知識、思考様式と実践力を修得しておくべきかの基準を明確にする必要がある。社会科学の中でも経済学、法学、政治学などと区別された経営学独自の知識体系や思考様式を明確にした上で、同時に、情報技術の普及や学生の生活様式の変化の中で、それらを経営関連分野の教育にいかに取り込むかを検討し、修士課程にふさわしい具体的な教育課程及び教育方法を開発する必要がある。なお、検討過程においては、教育界、産業界、行政などとも協力し、また工学や数学など経営と関わる広い分野の研究者との意見交換を意図している。</p> <p>経営学委員会では、2012年8月に「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準・経営学分野」を取りまとめ、また、同提言を取りまとめる以前の2010年4月から「経営学教育の在り方検討分科会」を設置し、経営学の専門分野においてどのような基本的知識・能力・技能を修得しておくべきかを検討してきた。本分科会では、これまでの学士教育における検討内容を踏まえた上で、経営学修士課程として社会的にも認知される質の保証をどのように具体化すべきかを検討し、提言を取りまとめる。</p>				
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営学、経営技術、経営情報学士、経営数学などの経営学関連諸修士課程では、それぞれの専門分野においてどのような基本的知識・能力・技能を修得しておくべきかをまとめる。 2. 経営学関連諸修士課程では、各分野固有の考え方と、それらを融合した考え方をどのように体得しておくべきかをまとめる。 3. 経営学関連諸修士課程において修得すべき知識と思考様式、及び技能などの実践的力を教育するためにどのような教育課程及び教育方法があるかをまとめる。 				
5	設置期間	<table border="1"> <tr> <td>時限設置</td> <td>平成25年9月24日～26年9月30日</td> </tr> <tr> <td>常設</td> <td></td> </tr> </table>	時限設置	平成25年9月24日～26年9月30日	常設	
時限設置	平成25年9月24日～26年9月30日					
常設						
6	備考	※新規設置				

基礎生物学委員会・統合生物学委員会合同分科会の設置について

分科会等名： 生物学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	基礎生物学委員会 ○統合生物学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。 このことを受けて、生物学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。
4	審議事項	生物学分野における教育課程編成上の参照基準の検討
5	設置期間	平成24年12月21日～平成25年9月30日 (上記期限を平成25年12月31日までに延長)
6	備考	※設置期間の延長 分科会における報告書の審議が続いており、完成に時間を要すると思われるため。

総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学設計分科会
小委員会の設置について

分科会等名：設計とシミュレーションを結びつける小委員会

1	所属委員会名	○ 総合工学委員会 機械工学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者
3	設置目的	<p>大学や社会における設計教育や設計者の育成は今後の日本を支える重要な検討項目である。このような背景に鑑み、計算科学シミュレーション（以下、シミュレーション）を設計の視点から検討することにより、シミュレーションの新たな展開に結びつけるための検討を行う。</p> <p>シミュレーションは現象を結果から分析評価し、数理的に表現、解析可能とする学問体系である。一方で設計はシミュレーションとは逆に解（結果）を予測、評価、表現可能とするプロセスに関する学問体系である。設計とシミュレーションはこのように一見相反関係にあるが実はその構成技術に関しては多くの共通点を有している。そこで、設計とシミュレーションの共通性、補完性、相反性を明らかにすることにより、設計の視点からシミュレーションのあるべき姿を描き、シミュレーションの新たな学問体系に関する検討を行う。あわせて、設計教育や設計者の育成の在り方についても検討を行う。</p>
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設計の現状について検討する。 2. 設計の視点から見たシミュレーションの現状と在り方について検討する。 3. 設計とシミュレーションを結びつけるための検討を行う。 4. 設計の視点から見たシミュレーションの新たな学問体系に関して検討する。 5. 上記の検討に基づき、学術的・技術的課題をまとめる。
5	設置期間	時限設置 年 月 日～ 年 月 日 常設
6	備考	※新規設置

電気電子工学委員会分科会の設置について

分科会等名： 電気電子工学分野の参照基準検討分科会

1	所属委員会名	電気電子工学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会は、平成22年7月22日に取りまとめ、同年8月17日に文科省に手交した、「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」において、学士課程教育の分野別の質保証のために、各分野の教育課程編成上の参照基準を策定すべきことを述べた。</p> <p>このことを受けて、電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準を検討するため、本分科会を設置するものである。</p>
4	審議事項	電気電子工学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること
5	設置期間	時限設置 平成25年9月24日～平成26年9月30日
		常設
6	備考	※ 新規設置

【分野別委員会】

○委員の決定(新規2件)

(経営学委員会 経営学大学院における質保証検討分科会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
藤本 隆宏	東京大学大学院経済学研究科教授	第一部会員
奥林 康司	大阪国際大学ビジネス学部教授	連携会員
藤永 弘	青森公立大学大学院経営経済学研究科教授	連携会員
伊藤 邦雄	一橋大学大学院商学研究科教授	連携会員

(電気電子工学委員会 電気電子分野の参照基準検討分科会)

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
保立 和夫	東京大学大学院工学系研究科教授	第三部会員
渡辺美代子	独立行政法人科学技術振興機構研究開発戦略センターフェロー	第三部会員
井筒 雅之	早稲田大学理工学術院教授	連携会員
大西 公平	慶応義塾大学理工学部教授	連携会員
小林 一哉	中央大学理工学部教授	連携会員
柴田 直	公益社団法人応用物理学会物理系学術誌刊行センターAPEX/JJAP 専任編集長	連携会員
津田 俊隆	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授	連携会員
波多野睦子	東京工業大学理大学院工学研究科教授	連携会員

【小委員会】

○委員の決定（新規1件）

（総合工学委員会・機械工学委員会合同 計算科学シミュレーションと工学設計分科会 設計とシミュレーションを結びつける小委員会）

氏名	所属・職名	備考
木村 文彦	法政大学理工学部教授、東京大学名誉教授	第三部会員
萩原 一郎	明治大学研究・知財戦略機構 特任教授、先端数理科学インスティテュート副所長、東京工業大学名誉教授	第三部会員
大富 浩一	株式会社東芝研究開発センター参事	連携会員
金田千穂子	株式会社富士通研究所専任研究員、大阪大学特任教授	連携会員
小林 敏雄	財団法人日本自動車研究所副理事長・研究所長、東京大学名誉教授	連携会員
白鳥 正樹	横浜国立大学名誉教授・横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター特任教授	連携会員
高橋 桂子	独立行政法人海洋研究開発機構地球シミュレーターセンタープログラムディレクター	連携会員
兵頭 志明	兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科教授	連携会員

○日本学術会議規則第 号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議会則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 年 月 日

日本学術会議会長 ○○○○

日本学術会議会則の一部を改正する規則

日本学術会議会則（平成十七年日本学術会議規則第三号）の一部を次のように改正する。

「第十一章 荣誉会員（第三十四条）

「第十一章 若手アカデミー（第

目次中 第十二章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十五条）

第十二章 荣誉会員（第三十五

第十三章 雑則（第三十六条―第三十八条）

第十三章 日本学術会議協力学

三十四条）

条）

に改める。

術研究団体（第三十六条）

第三十九条）

「

第十三章中第三十八条を第三十九条とし、第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とし、同章を第十四章とする。

第十二章中第三十五条を第三十六条とし、同章を第十三章とする。

第十一章中第三十四条を第三十五条とし、同章を第十二章とする。

第十章の次に次の一章を加える。

第十一章 若手アカデミー

（若手アカデミー）

第三十四条 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。

2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。

別表提言の項及び報告の項中「又は分科会」を「分科会又は若手アカデミー」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

改正案	現行
<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 地区会議（第三十三條） 第十一章 若手アカデミー（第三十四條） 第十二章 栄誉会員（第三十五條） 第十三章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十六條） 第十四章 雑則（第三十七條―第三十九條）</p> <p>本文 第十章 地区会議 （地区会議） 第三十三條 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。 2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>第十一章 若手アカデミー （若手アカデミー） 第三十四條 学術会議に、若手科学者の連携を図り、その活動を通じて学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する若手アカデミーを置く。 2 若手アカデミーに関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>第十二章 栄誉会員 （栄誉会員） 第三十五條（略）</p>	<p>目次 第一章～第九章（略） 第十章 地区会議（第三十三條） （新設） 第十一章 栄誉会員（第三十四條） 第十二章 日本学術会議協力学術研究団体（第三十五條） 第十三章 雑則（第三十六條―第三十八條）</p> <p>本文 第十章 地区会議 （地区会議） 第三十三條 学術会議に、地域社会の学術の振興に寄与することを目的として、会員又は連携会員をもって組織する地区会議を置く。 2 地区会議に関し必要な事項は、幹事会が定める。</p> <p>（新設） 第十一章 栄誉会員 （栄誉会員） 第三十四條（略）</p>

第十三章 日本学術会議協力学術研究団体
 (日本学術会議協力学術研究団体)
 第三十六条 (略)

第十四章 雑則
 (外部評価)

第三十七条 (略)
 (幹事会への委任)
 第三十八条 (略)
 (会則の改正)
 第三十九条 (略)

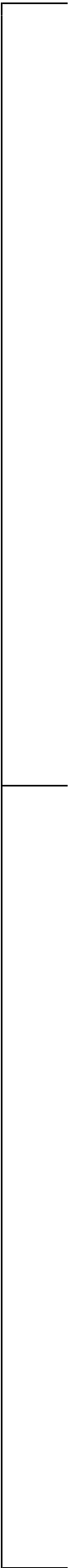
種類	表出主体	定義	要望	声明	提言	報告	回答
			(略)	(略)	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	部、委員会、分科会又は若手アカデミー	(略)
			(略)	(略)	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが実現を望む意見等を発表すること。	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが審議の結果を發表すること。	(略)

第十二章 日本学術会議協力学術研究団体
 (日本学術会議協力学術研究団体)
 第三十五条 (略)

第十三章 雑則
 (外部評価)

第三十六条 (略)
 (幹事会への委任)
 第三十七条 (略)
 (会則の改正)
 第三十八条 (略)

種類	表出主体	定義	要望	声明	提言	報告	回答
			(略)	(略)	部、委員会又は分科会	部、委員会又は分科会	(略)
			(略)	(略)	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が実現を望む意見等を発表すること。	法第五条各号に掲げる事項に関し、部、委員会又は分科会が審議の結果を發表すること。	(略)



(提案5)

委員会委員の委嘱手続に係る規定等を整理するために、日本学術会議の運営に関する内規（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）等の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)</p> <p>第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第3号及び第2項第5号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。</p> <p>(委員会の委員の委嘱の手続)</p> <p>第12条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 分野別委員会を除く委員会の委員の委嘱の手続は、別に幹事会が委員会を構成する者を定める場合にはそれに従い、その他の場合には次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、委員の候補者の推薦を、副会長及び各部に依頼する。</p> <p>(2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を、会長に推薦する。</p> <p>(3) 前号の規定による副会長及び各部の推薦とは別に、会長は、必要に応じ、<u>会員及び連携会員に対して委員の候補の募集を実施することができる。</u></p>	<p>(会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続)</p> <p>第6条の2 会則第7条第1項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第12条第1項第4号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第8条第5項の連携会員の候補者として決定することとする。</p> <p>(委員会の委員の委嘱の手続)</p> <p>第12条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 分野別委員会を除く委員会の委員の委嘱の手続は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、委員の候補者の推薦を、副会長及び各部に依頼する。</p> <p>(2) 副会長及び各部は、会長の依頼を受け、委員の候補者を、会長に推薦する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

(4) 会長は、第2号の規定による副会長及び各部の推薦、前号の規定による募集の結果及び別に幹事会が定めるところにより会長が委員会を構成する者を指名することとされている場合における選定の結果を踏まえ、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(5) 幹事会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。

(6) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

(3) 会長は、副会長及び各部の推薦を踏まえ、委員の候補者を、別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(4) 幹事会は、会長の推薦に基づき委員を選考し、その結果を会長に回答する。

(5) 会長は、前号の回答に基づき、委員に委嘱する。

【幹事会附置委員会】

○日本の展望委員会運営要綱（平成20年4月8日日本学術会議第56回幹事会決定）

改正後	改正前
<p>(組織) 第3 委員会は、会長、副会長、各部長、各分科会の委員若干名及び 会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p>	<p>(組織) 第3 委員会は、会長、副会長、各部長、各分科会の委員若干名及び <u>会長の指名する</u>会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p>

○若手アカデミー委員会運営要綱（平成21年6月25日日本学術会議第79回幹事会決定）

改正後	改正前
<p>(組織) 第3 委員会は、<u>35名以内</u>の会員及び連携会員をもって組織する。</p>	<p>(組織) 第3 委員会は、<u>会長の指名する</u>会員及び連携会員をもって組織する。</p>

○科学者に関する国際人権問題委員会運営要綱（平成23年10月28日日本学術会議第139回幹事会決定）

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長及び副会長2名（日本学術会議会則第5条第1号担当及び同条第3号担当）、第一部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び第二部、第三部の各2名（うち1名は役員とする。）の会員並びに会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長及び副会長2名（日本学術会議会則第5条第1号担当及び同条第3号担当）、第一部の3名（うち1名は役員とする。）の会員及び第二部、第三部の各2名（うち1名は役員とする。）の会員並びに<u>会長の指名する</u>会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p>

○東日本大震災復興支援委員会運営要綱（平成23年10月5日日本学術会議第138回幹事会決定）

改正後	改正前																
<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び<u>5名以内の</u>会員又は連携会員をもって組織する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分科会</th> <th style="text-align: center;">調査審議事項</th> <th style="text-align: center;">構成</th> <th style="text-align: center;">設置期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害に強いまちづくり分科会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分科会	調査審議事項	構成	設置期限	災害に強いまちづくり分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)	<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長、副会長、各部の役員及び<u>会長の指名する</u>会員又は連携会員をもって組織する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第4 委員会に、次の表のとおり分科会をおく。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分科会</th> <th style="text-align: center;">調査審議事項</th> <th style="text-align: center;">構成</th> <th style="text-align: center;">設置期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災害に強いまちづくり分科会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	分科会	調査審議事項	構成	設置期限	災害に強いまちづくり分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)
分科会	調査審議事項	構成	設置期限														
災害に強いまちづくり分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)														
分科会	調査審議事項	構成	設置期限														
災害に強いまちづくり分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)														

産業振興・就業支援分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)	産業振興・就業支援分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)
放射能対策分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)	放射能対策分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)
災害に対するレジリエンスの構築分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員30名以内	(略)	災害に対するレジリエンスの構築分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員30名以内	(略)
福島復興支援分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)	福島復興支援分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)
エネルギー供給問題検討分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに会員又は連携会員20名以内	(略)	エネルギー供給問題検討分科会	(略)	会長及び会長の指名する副会長並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員20名以内	(略)

○日本学術会議改革検証委員会運営要綱（平成24年5月25日日本学術会議第152回幹事会決定）

改正後				改正前			
(分科会) 第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。				(分科会) 第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	設置期限	分科会	調査審議事項	構成	設置期限
学術と社会及び政府との関係改革検証委員会	(略)	会長、副会長(日本学術会議会則第5条第2号担当)及び会員又は連携会員 <u>10名以内</u>	(略)	学術と社会及び政府との関係改革検証委員会	(略)	会長、副会長(日本学術会議会則第5条第2号担当)及び会長の指名する会員又は連携会員	(略)
学術会議改革自己点検分科会	(略)	会長、副会長(日本学術会議会則第5条第1号担当)及び会員又は連携会員 <u>15名以内</u>	(略)	学術会議改革自己点検分科会	(略)	会長、副会長(日本学術会議会則第5条第1号担当)及び会長の指名する会員又は連携会員	(略)

○原子力利用の将来像についての検討委員会運営要綱（平成24年9月21日日本学術会議第161回幹事会決定）

改正後		改正前	
(組織) 第3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び <u>25名以内</u> の会員又は連携会員をもって組織する。		(組織) 第3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び <u>会長の指名する</u> 会員又は連携会員をもって組織する。	

○大学教育の分野別質保証委員会運営要綱（平成24年10月26日日本学術会議第163回幹事会決定）

改正後			改正前		
<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</p>			<p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、会長、副会長、各部の部長及び会長の指名する会員又は連携会員若干名をもって組織する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第4 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。</p>		
分科会	調査審議事項	構成	分科会	調査審議事項	構成
企画連絡分科会	(略)	会長、会長の指名する副会長、各部の部長及び会員又は連携会員若干名	企画連絡分科会	(略)	会長、会長の指名する副会長、各部の部長及び会長の指名する会員又は連携会員

【機能別委員会】

○科学者委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）

改正後				改正前			
(分科会等) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。				(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会を置く。			
分科会	調査審議事項	構成	備考	分科会	調査審議事項	構成	備考
広報分科会	(略)	(略)		広報分科会	(略)	(略)	
男女共同参画分科会	(略)	各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名		男女共同参画分科会	(略)	各部の4名以内の会員及び委員会の5名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
学術体制分科会	(略)	(略)		学術体制分科会	(略)	(略)	
学協会の機能強化方策検討等分科会	(略)	各部の2名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名		学協会の機能強化方策検討等分科会	(略)	各部の2名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに幹事会が必要と認める会員又は連携会員若干名	
学術団体のあり方に関する調査研究小委員会	(略)	(略)		学術団体のあり方に関する調査研究小委員会	(略)	(略)	
学術の大型研究計画検討分科会	(略)	各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は		学術の大型研究計画検討分科会	(略)	各部の3名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに幹事会が	

		連携会員若干名				必要と認める会員又は 連携会員若干名	
学術誌問題検討 分科会	(略)	各部の3名以内の会員 及び委員会の3名以内 の委員並びに会員又は 連携会員若干名		学術誌問題検討 分科会	(略)	各部の3名以内の会員 及び委員会の3名以内 の委員並びに <u>幹事会が</u> 必要と認める会員又は 連携会員若干名	
知的財産検討分 科会	(略)	各部の3名以内の会員 及び委員会の3名以内 の委員並びに会員又は 連携会員若干名		知的財産検討分 科会	(略)	各部の3名以内の会員 及び委員会の3名以内 の委員並びに <u>幹事会が</u> 必要と認める会員又は 連携会員若干名	
組織運営等検討 分科会	(略)	(略)		組織運営等検討 分科会		(略)	

○科学と社会委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）

改正後			改正前		
(分科会等) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。			(分科会) 第2 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会を置く。		
分科会	調査審議事項	構成	分科会	調査審議事項	構成
科学力増進分科会	(略)	各部の2名以内の会員及び委員会の3名以内の委員並びに会員又は連携会員若干名	科学力増進分科会	(略)	各部の2名以内の会員及び委員会の委員3名並びに幹事会が必要と認める連携会員若干名
科学力推進分科会 科学技術リテラシー小委員会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者50名以内	科学力推進分科会 科学技術リテラシー小委員会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び分科会の長が必要と認める会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者50名以内
年次報告等検討分科会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び各部1名並びに連携会員若干名	年次報告等検討分科会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び各部1名並びに幹事会が必要と認める連携会員若干名
「知の航海」分科会	(略)	会員又は連携会員9名以内	「知の航海」分科会	(略)	幹事会が必要と認める会員又は連携会員9名以内
課題別審議検討分科会	(略)	(略)	課題別審議検討分科会	(略)	(略)
課題別審議等査読分科会	(略)	委員会の委員及び会員又は連携会員10名以内	課題別審議等査読分科会	(略)	委員会の委員及び幹事会が必要と認める会員又は連携会員10名以内

政府、社会及び国民等との連携強化分科会	(略)	会長、副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び会員又は連携会員20名以内	政府、社会及び国民等との連携強化分科会	(略)	会長、副会長（日本学術会議会則第5条第2号担当）及び <u>幹事会が必要と認める</u> 会員又は連携会員20名以内
---------------------	-----	---	---------------------	-----	--

○国際委員会運営要綱（平成17年10月4日日本学術会議第1回幹事会決定）

改正後

改正前

別表1

分科会	調査審議事項	構成	備考
国際会議主催等 検討分科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び各部推薦の会 員各2名並びに会員又 は連携会員若干名	
アジア学術会議 分科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び各部推薦の会 員各2名以内並びに会 員又は連携会員若干名 を合わせて10名以内	
日本・カナダ女 性研究者交流分 科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び会員又は連携 会員若干名	
持続可能な社会 のための科学と	(略)	委員会の委員3名以内 並びに会員又は連携会	

別表1

分科会	調査審議事項	構成	備考
国際会議主催等 検討分科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び各部推薦の会 員各2名並びに <u>委員 長が必要と認める</u> 会 員又は連携会員若干 名	
アジア学術会議 分科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び各部推薦の会 員各2名以内並びに <u>委員長が必要と認め</u> る会員又は連携会員 若干名を合わせて10 名以内	
日本・カナダ女 性研究者交流分 科会	(略)	副会長（日本学術会議 会則第5条第3号担 当）及び <u>委員長が必要 と認める</u> 会員又は連 携会員若干名	
持続可能な社会 のための科学と	(略)	委員会の委員3名以 内並びに <u>委員長が必</u>	

技術に関する国際会議2013分科会		員25名以内	
Gサイエンス及びICSU分科会	(略)	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員又は連携会員若干名	
(略)	(略)	(略)	(略)
国際対応戦略立案分科会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員又は連携会員若干名	
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2

小分科会	調査審議事項	構成	備考
ウブントゥ連合小分科会	(略)	アジア学術会議分科会委員1名並びに会員又は連携会員若干名	(略)
ICSU附置委員会対応小分科会	(略)	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに会員	(略)

技術に関する国際会議2013分科会		要と認める会員又は連携会員25名以内	
Gサイエンス及びICSU分科会	(略)	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員	
(略)	(略)	(略)	(略)
国際対応戦略立案分科会	(略)	副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに委員長が必要と認める会員又は連携会員若干名	
(略)	(略)	(略)	(略)

別表2

小分科会	調査審議事項	構成	備考
ウブントゥ連合小分科会	(略)	アジア学術会議分科会委員1名並びにアジア学術会議分科会委員長が必要と認める会員又は連携会員	(略)
ICSU附置委員会対応小分科会	(略)	会長及び副会長（日本学術会議会則第5条第3号担当）並びに委員	(略)

		又は連携会員若干名				長が必要と認める会員 又は連携会員	
IAP 附置委員会 対応小分科会	(略)	会長及び副会長（日本 学術会議会則第 5 条第 3 号担当）並びに会員 又は連携会員若干名	(略)	IAP 附置委員会 対応小分科会	(略)	会長及び副会長（日本 学術会議会則第 5 条第 3 号担当）並びに委員 長が必要と認める会員 又は連携会員	(略)

附 則

この決定は、決定の日から施行する

(提案6)

●メール審議の実施について

平成 25 年 9 月 日
日本学術会議第 回幹事会決定

1. メール審議の定義

メール審議とは事前の「SCJ Member Forum」内掲示板における意見交換又は質疑応答（以下「掲示板意見交換」という。）及び電子メールによる議決（以下「メール議決」という。）とで構成されるものとする。このうちメール議決は、日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）第 22 条、第 26 条及び第 31 条、日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 20 条に基づき、日本学術会議法（昭和 23 年 7 月 10 日法律第 121 号）第 24 条第 1 項及び第 2 項又はこれを準用した会議（以下「面談会議又はビデオ会議」という。）を開催せずとも、部会、連合部会、幹事会、委員会、分科会、小分科会及び小委員会（以下「委員会等」という。）の議決とするものである。電子メール等を利用して随時行われる委員会等内での意見交換は、メール審議には含めないこととする。

2. メール審議の対象議案

メール審議は、止むを得ない事情により時間的余裕が少ない、通常の場合から判断して審議時間を多く要しない等の理由により、各部長、連合部会及び幹事会の議長又は各委員長（以下「委員長」という。）が面談会議又はビデオ会議を開催して議決するよりも適当であると判断する議案について実施する。

3. メール審議の期間

メール審議の期間は、原則として、少なくとも、掲示板意見照会に 1 週間、メール議決に 3 日間設けることとする。

4. 事務局の役割

- (1) 事務局は、委員長の指示により、メール審議実施事務に当たることとする。
- (2) 事務局は、あらかじめ、委員会等の委員全員に各委員のメールアドレスを各委員及び事務局担当者間で共有して差し支えないことについて了解を求める。
- (3) 事務局は、メール議決に際して、(2) の了解が得られた委員のメールアドレスをメールの「TO」又は「CC」の欄に、了解が得られなかった委員のアドレスを「BCC」の欄に入力し、委員全員に宛てて送信していることをメール本文において明示し、かつ各委員の意向によって他の委員に回答が伝えられるようにする。

5. 掲示板意見交換

委員長は、メール議決に先立ち、審議事項について掲示板意見交換を行い、必要に応じて補足説明及び議案や審議方法の修正を行う。

6. メール議決

メール議決においては、委員は賛成、反対、保留のいずれかを回答する。理由やコメント等は既に掲示板意見交換で提示されているものであるため、メール議決に際してはそれらを付さないこととする。

7. メール議決の成立

メール議決の回答期限までに委員の2分の1以上の回答があったことをもって、メール審議は成立する。

8. 議決結果

メール議決は、回答の過半数の賛成によって決する。

9. 議決結果の通知

委員長は、回答の選択肢毎の人数及び議決結果を、速やかに委員会等に報告する。

10. メール審議の記録管理

事務局は、メール審議に関する記録を1年間保管する。

11. その他

メール審議に不適切な点があった場合等には、委員長はメール議決を中止し、必要に応じて5. に戻って審議を進める。

日本学術会議分野別委員会及び分科会等について（平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>日本学術会議分野別委員会及び分科会等について (平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定)</p> <p>IV 会議の開催、旅費・手当について</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 委員の2分の1(定足数)以上の出席(ビデオ会議の参加者は「出席」として扱われます。以下同じ。)がなければ委員会等は成立しないため、委員会等としての決定や旅費・手当の支給等ができません(注9)。出席予定委員数が定足数を余裕をもって上回る日を開催日としてください。</p> <p>なお、定足数の算定に当たって、海外赴任者(海外に居所を有し、現に海外に在る者)、出張者、災害、不足の事故又は健康上の理由で出席できない者については、委員会の構成員全体の四分の一を上限として、定足数を算定する母数から除外できるとされています(注10)。</p> <p>また、委員会等で議決が必要な案件がある場合に、会議(ビデオ会議を含む。以下同じ。)が開催できない時には、メールや電話、電子掲示板、スカイプその他の電気通信手段により、委員長が各委員の賛否を確認した上で、委員会等の議決とすることができます(注11)。この場合には、会議が成立したものとみなされますが、会議の出席旅費・手当は支給されませんので、あらかじめ御了承下さい。このような形で議決を行う場合は、事前に事務局に御連絡いただくとともに、通常の会議と同様に、⑥に記す議事要旨を作成いただくことが必要です。</p> <p>(注9) 委員会の定足数:会則第31条、分科会の定足数:内規第20条(何れも、総会の定足数について規定している法第24条第1項の準用)、「ビデオ会議の実施について」(平成24年12月21日日本学術会議第167回幹事会決定)</p> <p>(注10) 内規第21条</p> <p>(注11) 委員会の議決:会則第31条、分科会の議決:内規第20条(何れも、部会の議決について規定している会則第22条の準用)、「メール審議の実施について」(平成25年9月〇日日本学術会議第〇〇回幹事会決定)</p>	<p>日本学術会議分野別委員会及び分科会等について (平成20年10月23日日本学術会議第67回幹事会決定)</p> <p>IV 会議の開催、旅費・手当について</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 委員の2分の1(定足数)以上の出席(ビデオ会議の参加者は「出席」として扱われます。以下同じ。)がなければ委員会等は成立しないため、委員会等としての決定や旅費・手当の支給等ができません(注9)。出席予定委員数が定足数を余裕をもって上回る日を開催日としてください。</p> <p>なお、定足数の算定に当たって、海外赴任者(海外に居所を有し、現に海外に在る者)、出張者、災害、不足の事故又は健康上の理由で出席できない者については、委員会の構成員全体の四分の一を上限として、定足数を算定する母数から除外できるとされています(注10)。</p> <p>また、委員会等で議決が必要な案件がある場合に、会議(ビデオ会議を含む。以下同じ。)が開催できない時には、メールや電話、電子掲示板、スカイプその他の電気通信手段により、委員長が各委員の賛否を確認した上で、委員会等の議決とすることができます(注11)。この場合には、会議が成立したものとみなされますが、会議の出席旅費・手当は支給されませんので、あらかじめ御了承下さい。このような形で議決を行う場合は、事前に事務局に御連絡いただくとともに、通常の会議と同様に、⑥に記す議事要旨を作成いただくことが必要です。</p> <p>(注9) 委員会の定足数:会則第31条、分科会の定足数:内規第20条(何れも、総会の定足数について規定している法第24条第1項の準用)、「ビデオ会議の実施について」(平成24年12月21日日本学術会議第〇〇回幹事会決定)</p> <p>(注10) 内規第21条</p> <p>(注11) 委員会の議決:会則第31条、分科会の議決:内規第20条(何れも、部会の議決について規定している会則第22条の準用)</p>

附則

この決定は、決定の日から施行する。

提案7～8は提言等関係のため別添2～3を御覧ください。

Prof Dr Takashi Onishi
President
Science Council of Japan
7-22-34, Roppongi
Minato-ku
Tokyo 106-8555
Japan
Fax : 81-3-3403-1755

September 5th, 2013

Dear Prof Dr Takashi Onishi,

Invitation to the 5th ICSU Regional Consultation, 26 – 27 November 2013, Seoul, Korea: “Future Earth in Asia and the Pacific”

For your information, ICSU will be holding its 5th Regional Consultation on 26 – 27 November in Seoul, Korea. The main purpose of this consultation is to provide members of ICSU (National Organizations and Unions) in Asia and the Pacific, as well as representatives from the scientific community and regional organizations, the opportunity to participate in the discussions on Future Earth in Asia and the Pacific region.

Future Earth is a 10-year international programme on Earth system research for global sustainability that was launched in June 2012, at the UN Conference on Sustainable Development (Rio +20). It will provide the critical knowledge required for societies in the world to face risks posed by global environmental change and to seize opportunities in a transition to sustainability.

The Consultation aims to further enhance understanding of *Future Earth* especially in relation to what is needed to promote on-the-ground transdisciplinary integrative research that can point the way towards the transformative pathways to global sustainability. It will explore the cross – cutting capabilities needed to support *Future Earth* research in Asia and the Pacific and the means of funding and implementation of a programme to enhance those capabilities. The Consultation also aims to discuss opportunities and challenges in building a *Future Earth* research community in the region.

We would like to invite the Science Council of Japan (SCJ) to participate in this Regional Consultation. The main expected outcomes of the Consultation will be a better understanding of how *Future Earth* can be implemented in Asia and the Pacific, a framework to facilitate integrated research towards the goals of *Future Earth*, and identification of the steps necessary to address the need for cross cutting capabilities to support *Future Earth* research in Asia and the Pacific. Hopefully an initial road map for the implementation and monitoring of progress of *Future Earth* in the region can also be produced. With this we attach the programme of the Consultation for your perusal.



We would appreciate to receive confirmation of the participation of SCJ. Please return the attached registration form by October 25th at the latest. The participation of your esteemed organization will be crucial for a thorough and meaningful Consultation and we look forward to its participation.

Yours sincerely,

M. Nordin

Prof Emeritus Mohd Nordin Hasan
Director
ICSU Regional Office for Asia and the Pacific

cc:

Mr Masakazu Sato
Director
International Affairs Division
Science Council of Japan

Enclosures:

- Regional Consultation Programme
- Registration Form

5th



ICSU REGIONAL CONSULTATION IN ASIA & THE PACIFIC



Future Earth in Asia and the Pacific

Date
26 – 27 November

Location
Hotel President, Seoul, Korea

Day 1: 28 November 2013 (Tuesday)

Plenary Session

- 10:00-10:15 Opening Remarks – 5th Regional Consultation for Asia & the Pacific
- 10:15-10:30 Overview of Aims and Objectives of the 5th ICSU Regional Consultation
- 10:30 – 11:00 Introduction to Future Earth – background, global research framework and governance
- 11:00 – 11:30 Coffee Break
- 11:30 – 12:00 Future Earth Achievements to Date – Engagement, Governance, Secretariat, Programme and Project Transition, Funding and Activities
- 12:00 – 12:30 Question & Answer Session
- 12:30 – 14:00 Lunch

Parallel Sessions

- 14:00 – 14:15 Introduction to Breakout Session 1 & 2

Breakout Session 1

- 14:15 – 15:30 **Transformation towards Sustainability**

Transformation is understood as a process of altering the fundamental attributes of a system, including in this case structures and institutions, infrastructures, regulatory systems, financial regimes, as well as attitudes and practices, lifestyles, policies and power relations.

This break-out group will frame core research questions that would examine pathways to sustainability through

1. adaptation in governance and decision-making institutions and processes;
2. transformations in economic means and measures of development;
3. ensuring development stays within planetary boundaries;
4. organization of facilities providing services that enhance the cross-cutting capabilities of nations aimed at supporting the transformation to sustainability

Breakout Session 2

- 09:00-09:30 **Breakout Session 2 : Future Earth in Asia and the Pacific : Cross-cutting Capabilities and Funding Strategy**

There are many cross cutting capabilities needed to advance the science of global environmental change and translate it into useful knowledge for decision making and sustainable development. Many of these capabilities lie beyond the boundaries of the Future Earth initiative per se but it is important that Future Earth works in partnership with the providers of these capabilities for mutual benefit.

Future Earth also is going to need to secure support from many different funding sources, including organizations that not currently funding global environmental change research, if it is to deliver on its ambition. It will require current levels of GEC funding to be scaled – up significantly to deliver on international, scientifically integrated collaborative research.

This break-out group will :

1. Identify what cross-cutting capabilities are needed to respond to the grand challenges of global sustainability;
2. For each identified capability need How to establish strategic partnerships and build cross-cutting capabilities in countries in need and with the providers of the capabilities?
3. Develop the appropriate funding strategy to enable cross-cutting capability building activities in the region?

15:30 – 16:00 Coffee Break

16:00 – 17:00 Continuation of Breakout Sessions

Day 2: 27 November 2013 (Wednesday)

Plenary Session

- | | |
|---------------|---|
| 09:00 – 10:00 | Presentation by Breakout Session 1 Group Chairs
Discussion in Plenary |
| 10:00 – 10:30 | Break |
| 10:30 – 11:30 | Presentation by Breakout Session 2 Group Chairs
Discussion in Plenary |
| 11:30 – 12:30 | Panel Discussion : Implementing Future Earth in Asia and the Pacific Region |
| 12:30 – 13:00 | Synthesis of the main findings of the Consultation on Future Earth |
| 13:00 – 14:00 | Lunch |
| 14:00 – 15:30 | Presentation and Open Discussion by Asia Node on next steps for implementation of Future Earth in Asia |
| 15:30 – 16:00 | Coffee Break |
| 16:00 – 17:30 | Presentation and Open Discussion by Pacific & Oceania Node on next steps for implementation of Future Earth in the Pacific Island Countries |
| 17:30 | Closing Remarks
END OF REGIONAL CONSULTATION |

ICSU REGIONAL OFFICE FOR ASIA & THE PACIFIC

• secretariat@icsu-asia-pacific.org •

○ (603) 2694 -9898 ○

• www.icsu.org/asia-pacific •



**Future Earth - research
for global sustainability**

(提案10)

日本学術会議協力学術団体への新規申込があった団体の概要

団体名	団体概要
日本海洋政策学会	海洋に対する総合的・学際的取組は、国連海洋法条約やリオ地球サミットで採択された持続可能な開発のための行動計画という大きな国際的枠組みの中で求められており、本学会は、これらの動きを海洋政策学という観点からフォローし、必要な提言を行うことにより、海洋の総合的管理と持続可能な開発に関する総合的・学際的研究を推進。類似既指定団体として、日本海洋学会、日本船舶海洋工学会、日本水産学会等があり、それらとの連携協力を行っている。
芸術科学会	芸術と科学の接点を探り、人類の文化創造に貢献することが目的。もともとは、コンピューターグラフィックやマルチメディアソフトの研究から始まり、現在では、各種デジタルアート等の追求を行っている。 研究集会の共催などを通じ、画像電子学会、映像情報メディア学会(既指定団体)との連携協力を行っている。
日本中間子科学会	ミュオン(宇宙線の中にあるミュー粒子)及び中間子ビームを用いた研究(中間子科学)の推進のために、会員相互の交流を図るとともに、中間子科学を発信し、啓蒙することを目的とする。なお、日本中性子科学会(類似既指定団体)とは、日本学術会議の学術の大型研究施設・大型研究計画に関するマスタープランに連携して申請している。
地理空間学会	新しい地域現象や最先端の方法論又は分析方法に焦点が当てられているが、本学会は地理学本来の土地や地域の記述・分析や地理教育の研究・実践を行うことを目的とする。なお、日本地理学会や人文地理学会(既指定団体)の会員も多く、連携して事業を行っている。経済地理学会とは共同で例会を行う予定。

提案 11～21 はシンポジウム等関係のため別添 4 を御覧ください

提案 22～23 は別添なし